

公 示

次のとおり、公募します。

平成29年3月3日

支出負担行為担当官

神奈川労働局総務部長

丸 山 陽 一

1 公募内容

(1) 事 業 名

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第67条第1項の健康管理手帳又は船員健康管理手帳の所持者に対する健康診断事業で、次の2に掲げるいずれかの業務に係る健康診断事業

(2) 事業の趣旨

がんなど発病までの潜伏期間が長く、また、発病した場合に重篤な結果を起こす疾病にかかるおそれのある、特定の有害業務に従事したことのある離職者の健康管理を図ることを目的とする。

2 事業内容

以下の業務に従事していた者に対する健康診断

- (1) 粉じん業務関係
- (2) 石綿等業務関係

3 委託事業の実施期間

契約締結日から平成30年3月31日まで

4 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 労働保険に加入しており、かつ労働保険料の滞納が無いこと。(直近2年間の労働保険料の未納が無いこと。)
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

(5) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

5 特殊な技術及び設備等の条件

一部の湘南地域及び神奈川県西地域（平塚市、秦野市、伊勢原市、小田原市、足柄下群、足柄上郡、中郡、南足柄市に所在する医療機関で下記の選定基準を満たしていること。

(1) 当該健康診断に関し専門的知識及び経験を有する医師が充員されており、当該医師がその健康診断の実施に当たること。

(2) 臨床検査技師等、当該健康診断に係る検査業務を円滑に遂行するために必要な者が充員されていること。

(3) 委託する健康診断の実施に必要な次の設備が装備されていること。

ア 粉じん業務関係

(ア) エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置

(イ) スパイロメーター及びフローボリューム曲線記録装置

(ウ) 動脈血ガス分析装置

(エ) 顕微鏡及び細菌培養装置

(オ) 標本染色用器具

イ 石綿等業務関係

(ア) エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置

(イ) 標本染色用器具

(ウ) 気管支ファイバースコープ又は気管支鏡

(4) (公社)全国労働衛生団体連合会の行う総合精度管理事業に参加している等、精度管理に努めていること。

なお、別途、神奈川労働局長の定める契約条件に合意できることが契約に際して必要となること。

6 公募内容等の条件を満たす旨の意思表示

この公募内容等の条件を満たしている者で参加を希望する者は、下記記載の神奈川労働局労働基準部健康課に連絡し事業について説明を受けたうえで、以下により意思表示を行うこと。

(1) 意思表示期限 平成 29 年 3 月 17 日（金） 17 時まで

(2) 意思表示場所 神奈川労働局総務部会計第二係 西田

(3) 意思表示方法 郵送又は F A X

(4) 意思表示様式 任意様式

なお、後日、正式な意思表示の様式を交付します。

【本件担当 連絡先】

住 所：神奈川県横浜市中区北仲通5-57
横浜第二合同庁舎8階

担 当：(事業に関すること)

神奈川県労働局労働基準部健康課

長田

電 話：045-211-7353

F A X：045-211-0048

(契約に関すること)

神奈川県労働局総務部総務課会計第二係

西田

電 話：045-211-7350

F A X：045-651-1190